



情報提供

令和8年2月18日

神栖市教育委員会 第一学校給食共同調理場

場長 海老 一弥

担当 副場長 高崎 早枝

電話 0299-92-2030

学校給食費の改定と国の給食費無償化方針に伴う本市の対応について

1 趣旨

国が令和8年度からの小学校給食費完全無償化に向け、令和8年4月より暫定支援措置を講じる方針を受け、本市における今後の円滑な制度移行と、保護者負担無償化の継続に関する取り組みについて報告します。

2 国・市の動向

時期	国の動き	本市の動き
既往	小学校給食費の完全公費負担化の表明	令和7年度まで小・中無償化を実施
令和8年4月	暫定支援開始（月額5,200円）	小学校給食費を5,500円、中学校給食費を6,500円に改定予定（運営委員会合意） 小学校：国制度へ移行 中学校：市独自無償化継続
令和9年度以降	恒久制度化・完全公費負担化（予定）	

3 給食費改定の経緯および算定根拠

本市の学校給食費については、学校給食共同調理場運営委員会において慎重に審議を重ねてまいりました。

食の質の維持・回復：

物価高騰の影響を受け、現状ではデザート等の提供回数が制限（月2回→月1回程度）されるなど、献立の多様性維持が困難な状況にあります。

改定額の設定理由：

子どもたちの満足度を高め、食育を推進するため、「従来水準の献立内容を安定的に提供できる金額」としての改定で合意に至りました。

国の支援との整合性：

国の方針（5,200円支援）に対し、本市の改定額は300円上回りますが、この差額分を市が負担することで、「国の支援を最大限に引き出しつつ、本市独自のきめ細やかな給食サービスは無償で提供する」体制を構築します。

4 本市の対応方針と財政効果

(1) 給食費改定の必要性

国から示される財政支援（5,200円/月）を最大限に活用し、市単独の一般財源負担を軽減するため、給食費設定額を変更する。

対象	現行額	改定額	財源構成（予定）	備考
小学校	2,260円	5,500円	国支援：5,200円 市負担：300円	差額を市が補填し、食の充実と無償化を両立
中学校	2,460円	6,500円	市負担額：全額	市独自施策として無償化を継続

※上記予算措置については、令和8年度当初予算での議決を前提としております。

(2) 財源措置と保護者負担

対象	給食費改定額	財源構成（予定）	保護者負担
小学校	5,500円	国支援：5,200円 市一般財源：300円	無償（継続）
中学校	6,500円	市一般財源（全額）	無償（継続）

(3) 財政効果（見込み）

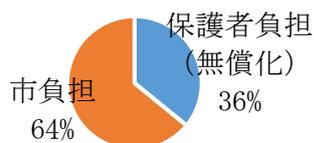
国の支援を活用することで、全額市単独財源で無償化を継続した場合と比較し、年間で約2億5千万円の一般財源負担の軽減が見込まれる。

【参考】学校給食提供にかかる費用

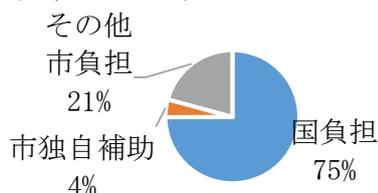
学校給食費に関する経費については、学校給食法第11条及び学校給食法施行令第2条において、次のとおり定められています。

○小学校1人当たりの食材費（原則保護者負担）

令和6年度実績
(69,240円/年)



令和8年度見込
(76,340円/年)



○食材費以外にかかる経費

(学校設置者(市)負担)
(人件費、修繕・点検費、光熱水費等)

令和8年度予算

1人当たり 103,932円/年

5 保護者への周知について

- ・時期：令和8年3月上旬
- ・方法：学校を通じて文書配布
- ・重点事項：

「給食費の値上げ」は、国の支援制度を活用するための事務手続きであること。保護者の皆様の実質的な「新たな負担は発生しない」こと（引き続き無償であること）。

複雑な制度改変に伴う誤解が生じないように、丁寧な説明文書とする。

6 今後のスケジュール

- ・本協議会での報告
- ・3月定例会にて関連予算案の審議・議決（予算成立が前提）